平成２４年（フ）第１５９６号
大阪府豊中市寺内２丁目９番５―308号
債務者　馬場　慎二
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９２号
大阪市天王寺区生玉町２番34―905号、住民票上の住所和歌山県紀の川市粉河1949番地
債務者　山本　朱美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９９７号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目４番５―404号
債務者　七宮　信義
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０３５号
大阪市大正区三軒家東４丁目５番７号　パステージ大正203号
債務者　金城　祥文
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０５４号
大阪府池田市五月丘５丁目２番７号　202
債務者　藤沢　真実
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１１０号
大阪市大正区泉尾１丁目16番２―423号、前住所大阪市港区磯路３丁目25番21号
債務者　山下　晃一
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１４７号
大阪市阿倍野区阿倍野元町18番28―507号
債務者　菊井　彩子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１５９号
大阪府吹田市南金田１丁目４番11―401号
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１９３号
大阪府高槻市津之江町３丁目８番11号
債務者　江口　重成
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９号
釧路市芦野５丁目７番９号　ヒミコの里
債務者　佐々木直樹
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第８０号
北海道釧路市豊川町11番14号
債務者　藤田　綾香（旧姓根本・門脇）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６４５号
岡山市北区神田町２丁目６番６号　マリンタック神田203号
債務者　樋口　洋司
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９号
岡山県玉野市田井４丁目24番10号
債務者　宮田　憲省
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００号
岡山県玉野市田井４丁目24番10号
債務者　宮田　愛子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３号
岡山市東区藤井173番地
債務者　平野加奈江
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７号
岡山市北区京橋町９番地23　アドラシオン京橋Ｃ―２、住民票上の住所岡山県倉敷市児島小川９丁目６番53号
債務者　須原　百代
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１号
岡山市中区穂81番地１　ＰＡＬ81　205号室、旧住所岡山市北区津島東２丁目８番26号　ドーム21　202号
債務者　岡﨑　未智
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部